

畜産による悪臭等の発生を防止し、住民の生活環境を守るための建議

平成二十三年十一月二十二日 匝瑳市農業委員会総会決議

匝瑳市長 太田 安規 様

匝瑳市の農業発展のため、日々御尽力されておりますことに心から敬意を表します。

畜産業に關しましては、本市においても近年、法人経営が中心となり、大規模化並びに集団化による振興が図られているところですが。

しかし、これらの豚舎、牛舎、鶏舎、さらには堆肥舎から発生する臭気（悪臭）及び大量のハエ、そして鶏の羽根の飛散など近隣住民の生活を脅かしています。

このたび、豚舎及び堆肥舎への農地法第五条に基づく農地転用許可申請が事業者よりありましたが、これを追うようにして近隣地区の区長から「畜産による悪臭等の生活環境の改善についての要望書」が農業委員会へ提出されました。

このことを受けて農業委員会では、調査班により申請地及び近隣地域の現地調査を実施し、実態の把握を行いました。

結果、日常的な臭気に加え、季節によっては強い臭気や大量のハエが発生し、近隣に影響を及ぼすであろうことは容易に想像ができました。

農業が主要な産業である本市にとっては、畜産業の振興は重要であります。近隣住民の生活環境も良好に保つことが併せて求められます。

こうした観点に基づき、既設及び新規の事業者に対し畜産事業による臭気（悪臭）、ハエ、鶏の羽根の飛散等発生防止のため、左記事項の実施について建議いたします。

記

- 一 既設の事業者に対し、悪臭等防止のための指導監督を徹底すること。
- 二 条例、規則等の制定により悪臭等防止の更なる対策を講じ、住民の生活環境を守ること。

平成二十三年十一月二十二日

匝瑳市農業委員会 会長 熊切 清